

# 千葉県造血幹細胞移植推進協議会設置要綱

(設置)

第一条 造血幹細胞移植（骨髄・末梢血幹細胞移植）に関する理解と造血幹細胞提供者の確保を図り、骨髄バンク事業の円滑な推進について協議するため、千葉県造血幹細胞移植推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第二条 協議会は、次の事項について協議する。

- (1) 造血幹細胞移植に関する知識の普及啓発に関すること
- (2) 造血幹細胞提供者の確保に関すること
- (3) 造血幹細胞移植に係る関係者相互の連絡、調整に関すること
- (4) その他造血幹細胞移植の推進に関する必要な事項

(組織)

第三条 協議会は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 造血幹細胞移植に関する医療の専門家
  - (2) 関係団体の代表
  - (3) 行政機関の代表
  - (4) その他適当と認められる者
- 2 協議会に会長を置き、委員の互選により選出する。
  - 3 会長は、会務を総理し、協議会の議長となる。
  - 4 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(部会)

第四条 専門的な事項を検討するため必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

- 2 部会の委員は、会長が指名した者とする。
- 3 部会の運営に関して必要な事項は、別に定めるところによる。

(関係者の出席)

第五条 会長が必要と認めるときは、協議会に関係者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第六条 協議会の庶務は、健康福祉部薬務課において処理する。

(委任)

第七条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は会長が定める。

附則

この要綱は、平成4年11月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年8月11日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成30年1月23日から施行する。